

【協議第 1 号】

匝瑳市地域公共交通活性化協議会規約（案）

（設置）

第 1 条 匝瑳市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

（事務所）

第 2 条 協議会は、事務所を千葉県匝瑳市八日市場ハ 793 番地 2 に置く。

（協議事項）

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関すること。
- （2） 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- （3） 地域公共交通網形成計画の策定、評価及び変更に関すること。
- （4） 前 3 号に掲げられるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第 4 条 協議会は、委員 30 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者又は組織等の指名する者とする。

- （1） 市職員の中から市長が指名する者
- （2） 一般乗合旅客自動車運送事業者
- （3） 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- （4） 鉄道事業者
- （5） 一般社団法人千葉県バス協会及び千葉県タクシー協会
- （6） 市民又は利用者の代表

- (7) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局
 - (8) 千葉県総合企画部交通計画課
 - (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
 - (10) 千葉県匝瑳警察署
 - (11) 海匠土木事務所
 - (12) 学識経験者その他協議会が必要と認める者
- (任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、行政機関の職員及び団体又は組織等が指名する委員については、その職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めるときに招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことが出来ない。ただし、欠席する委員からあらかじめ会長あてに、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料を提出させ、又は会議に出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。

5 委員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会長あてに届出のあった代理人を協議会に出席させることができる。この場合、当該代理人には、当

該委員と同一の権限を付与するものとする。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

(書面審議)

第8条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により、議事を決することができる。

2 前条第3項の規定は、書面審議について準用する。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会において協議が調った事項について、協議会の委員はその結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、匝瑳市環境生活課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、匝瑳市の負担金、国からの補助金、その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を2人置く。

2 協議会の監査委員は、委員の中から会長が任命する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第14条 委員等が協議会等に出席したときには、予算の範囲内で報酬を支給することができる。

2 委員等が会議に出席し、又は職務のために旅行したときは、予算の範囲内で費用弁償として旅費を支給することができる。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和2年 月 日から施行する。